

近畿圏交通実態調査にご協力をお願いします！

平成22年10月～11月に、近畿2府4県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）にお住まいの皆さまを対象とした近畿圏交通実態調査を実施します。

この調査は、皆さまが日頃の生活の中で、どのような交通手段・目的で移動しているかなど、人の動きの実態をお聞きするものです。調査結果は、今後の都市・地域の交通計画、まちづくり計画、防災計画などさまざまな計画を策定するための貴重な資料となります。

この調査は、無作為に抽出したご家族へ、郵送により調査票を配布いたします。調査票がお手元に届きましたら上記の目的をご理解のうえ、調査にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

調査主体：京阪神都市圏交通計画協議会（国土交通省、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）

※郵送調査の対象者以外の方もインターネットでの回答が可能です。『京阪神都市圏交通計画協議会』のトップページより『調査回答ページ』をクリックしてください。

お問い合わせ

兵庫県県土整備部都市計画課（☎078-341-7711）

ご存知ですか？

国民年金保険料免除制度

国民年金制度は、保険料を納めていただくことが原則です。しかし、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、本人の申請によって保険料の納付が全額または一部が免除される「申請免除制度」や保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度（学生を除く30歳未満の方が対象）」があります。

本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合に承認されます。免除期間は7月～翌年6月までです。原則として、毎年度申請手続きが必要です。

～平成22年度 免除後の保険料と年金額～

種類	月額保険料	将来受け取る年金額
全額免除 (月額15,100円)	0円	8分の4
4分の3免除	3,780円	8分の5
半額免除	7,550円	8分の6
4分の1免除	11,330円	8分の7
若年者納付猶予	0円	追納しないと 算入されません

【手続きに必要なもの】

- ①基礎年金番号がわかるもの
- ②印鑑
- ③失業の場合は「雇用保険受給資格者証」、「離職票」の写し等
- ④平成22年1月2日以降に転入された方は、平成22年度の「課税(所得)証明書」

お問い合わせ

市役所市民課（☎662-3163）



「水道メーター取り替え」にご協力ください！

計量法の規定による水道メーターの取り替えを行います。取り替えは、養父市給水装置指定工事店が各家庭にお伺いして実施します。取り替えの際には断水になり、皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

なお、お留守の場合でも取り替えさせていただきます。

★工事期間と取り替え地区

- ①9月21日(火)から10月1日(金)まで

八鹿地域＝駅前、大森地区
養父地域＝上野、東上野、小城地区
関宮地域＝関宮地区

- ②10月21日(水)から11月1日(月)まで

八鹿地域＝諏訪町、下町、宮町、仲町地区
養父地域＝上藪崎、新津、新津上、畑地区
大屋地域＝宮垣、上山地区
関宮地域＝八木谷地区



- 取り替え後は、白い水等が出る場合がありますので、しばらくの間、水を出してから使用してください。
- 取り替え地区内でも有効期限のある水道メーターは今回は取り替えを行いません。

お問い合わせ

市役所上下水道施設課（☎664-1629）